

令和 7 年度

西郷村放課後児童クラブ 入会案内



※この案内には、児童クラブの申し込み、利用に関わる重要な事項が記載されています。よくお読みの上、お申し込み下さい。

※お申し込み後も大切に保管してください。

○本冊子の内容は令和 6 年 1 0 月現在のものです。

一部内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

○昨年度から変更している事項もありますので、継続して利用申請される方についても必ずご一読ください。

1 放課後児童クラブとは・・・

保護者の就労等により、放課後留守宅家庭になる児童に対し、遊びと生活の場を提供して健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。



2 入会に必要な要件等

児 童	西郷村内の小学校に就学している 1～6 年生（ 集団生活ができること ）		入会承認期間
保護者等	就 労	日曜日を除き、週 3 日以上就労し、おおむね15：30以降まで勤務していること	就労期間
	病気・障がい	保護者が疾病、障がい等により児童の監護ができないこと	児童の監護ができない期間
	看護・介護	同居の親族を常時看護・介護していること	児童の監護ができない期間
	就 学	就学や職業訓練等のため、児童の監護ができないこと	就学、訓練等期間

※ここでの**保護者**とは、**児童の父母**のほか、同居（もしくは同一敷地内の別建物に居住）をしている**65歳未満の祖父母を含みます。**

※**入会中に保護者が仕事を辞めた、育児休業等で仕事を休まれるときは、一度退会していただき、復帰されるときに再入会の手続きをしていただきます。**

なお、特別な事情がある場合は事前にご相談ください。

周りに協力者がいない、どうしても児童クラブが必要な方が入会できるためにも、近隣の親族等に保育をお願いできる方につきましては、ご遠慮いただきますようお願いいたします。

3 開設時間

	時 間	備 考
通常日（月～金曜日）	下校時間～19：00まで	開設時間内であっても、保護者のお仕事が終わ次第お迎えをお願いします
通常日（土曜日）	7：30～18：00まで	小田倉児童クラブにて預かり
長期休業期間（月～金曜日）	7：30～19：00まで	各児童クラブにて預かり
長期休業期間（土曜日）	7：30～18：00まで	小田倉児童クラブにて預かり
学校振替休業日	7：30～19：00まで	各児童クラブにて預かり
日曜日・祝祭日・年末年始		休館
自然災害や集団風邪流行などによる休校・学校閉鎖		休館

※土曜日、長期休業期間、学校振替休業日に利用する場合は、**お弁当等が必要**になります。

※土曜日利用する際は、事前に児童クラブへ申請が必要です。活動場所は、小田倉児童クラブです。
平日に熊倉児童クラブ、米児童クラブ、羽太児童クラブを利用されている方は、小田倉児童クラブへ送迎をお願いします。

4 児童クラブ一覧

クラブ名	所在地等	電話番号
小田倉児童クラブ	西郷村大字小田倉字原中185-1（小田倉小学校の西側）	0248-25-5821
熊倉児童クラブ	西郷村大字熊倉字折口原35-16（熊倉小学校の北側）	0248-25-2757
米児童クラブ	西郷村大字熊倉字下山8（米小学校裏）	0248-25-7353
羽太児童クラブ	西郷村大字羽太字新宿51（上羽太公民館となり）	0248-25-5176

5 利用料金等

	料 金	備 考
利用者負担金	3,000円（月額）	同一世帯の2人目2,000円、3人目1,000円、 4人目以降1,000円
おやつ代、 保護者会費他	各児童クラブ保護者会にて決定します。兄弟で入会でも人数分いただきます。 昨年例 おやつ代 2,000円（月額） 保護者会費 5,000円（年額） ※長期休業中のみ利用の場合のおやつ代は、下記のとおりとなります。 夏休み(7・8月分) 合計2,000円 冬休み(12・1月分)合計1,000円 春休み(3・4月分)合計1,000円	

- ・利用者負担金 ⇒毎月25日にその月の利用分を納付書または指定の金融機関から引落します。
（ただし、その日が休業日の場合は、翌営業日に引落します。）
※ 残高不足等で振替日に振替できなかった場合は納付書を発行しますので、期日までにお支払いください。

- ・おやつ代、保護者会費 ⇒各児童クラブに直接納入

【注意】負担金、おやつ代は、日割りできません。

月の途中で利用、退会しても月額分徴収いたします。（長期休業中のみの利用も同様です）
また、全く利用しなかった月でも、利用登録をしている方全員に、月額の利用者負担金が発生します。

6 入退会手続き等

新年度入会	毎年1月中旬に受付を行います。広報誌等により周知します。申込書類については、各児童クラブ、福祉課に用意します。
年度の途中での入会	随時、福祉課で受付をしています。入会申込の締切は、原則 <u>入会希望日の2週間前の前日まで（希望日の15日前）</u> とします。（申込から即日で利用はできません）
長期休業中のみ希望 （夏、冬、春休み）	夏休みのみ希望の場合は <u>6月末</u> 、冬休みのみ希望の場合は <u>11月末</u> 、春休みのみ希望の場合は <u>2月末</u> が申込締切となります。（以前に申し込みがあっても、一度退会されましたら再度入会の手続きをお願いします。）
退 会	退会を希望する場合は、 <u>必ず退会を予定する月の20日までに退会届を提出して下さい</u> 。提出がない場合は、翌月分の負担金納入の義務が生じます。 なお、家庭で児童をみる事が可能になった場合（退職・育児休業取得等）は、退会のお手続きをお願いします。
その他届け出	次のような場合は必ず、『申請内容変更届』の提出をお願いします。 ・居住地、氏名、緊急連絡先などが変わるとき ・就労状況が変わったとき（勤務先・勤務形態の変更等） ・家族の状況が変わったとき（祖父母との同居、父母の婚姻等）

※事務処理等の都合がありますので、必ず期限を守って提出してください。（ただし、緊急の場合を除く）

7 入会の審査及び決定について

★申込方法



下記の必要書類を西郷村役場福祉課子ども施設係に提出してください。

- ① **児童クラブ登録申請書**（児童1名につき1枚）
- ② **家庭調査票**（児童1名につき1枚）※新規入会の場合の
※持病・服薬などについて、お子様を安全にお預かりするため、必ずご記入ください。
- ③ 申し込み児童の保護者の入会要件を確認できる書類（兄弟で兼用可能）
※同居（または同一敷地内別住居に居住）の65歳未満の祖父母についても、ご提出が必要です
 - (1) 就労している方、自営業の方、農業の方 → 『**就労証明書**』
 - (2) 自営業・農業の方は、就労証明書と併せて『**青色申告決算書**』または『**収支内訳書**』の写し
もご提出をお願いします
 - (3) その他（病気、障がい、介護など） → 『**申立書**』および『**申立内容を証明する書類**』
※証明書類として、医師の診断書（所定の様式あり）、障害者手帳の写し等を添付してください
通院だけでは保育できない理由になりませんのでご注意ください

★申し込み後の流れ

	4月入会の場合	年度途中（5月以降）入会の場合
申込期間	一斉受付日（別途お知らせ）※一斉受付以降も申込可能ですが、4月に入会できない場合もあります	入会を希望する日の2週間前の前日まで
決定時期	令和7年2月上旬	入会を希望する日の1週間前
通知方法	郵送にて通知	郵送にて通知
入会の説明	令和7年2月中旬～3月上旬にかけて、各児童クラブで説明会を開催予定です（別途お知らせ）	入会日までに各児童クラブへ連絡し、準備物等の説明を受けてください

- ・書類不備の方は、全ての必要書類がそろい次第、審査となります。
必要に応じて、確認のご連絡を差し上げる場合や、書類の追加提出をお願いする場合があります。
- ・登録児童が著しく増えた場合は、入会要件を満たしていても入会をお待ちいただく場合があります。
受け入れ人数に空きができた際には、学年の低い児童から優先して入会を決定いたします。
- ・新入学のお子さんは4月1日から児童クラブを利用できます。
4月1日から利用されない場合は、何日から利用されるか各児童クラブまで必ずご連絡ください。

【入会承諾に関して】

- ① 提出書類に基づき入会承諾しますので、書類を完備して申し込んでください。
提出書類の内容については、入会承諾前・利用中に調査させていただく場合があります。
内容に偽りがあると認められた場合は入会承諾した場合でも途中退会していただきます。
- ② 入会受付後に保護者及び児童と面接を行うことがあります。
- ③ 利用期間中であっても、**入会要件に該当しなくなった場合は、退会となります。**
- ④ 入会調整時点で同一世帯に児童クラブ負担金、保育園保育料等の未納がある場合は入会できません。
毎月、期日までの納付をお願いします。

※新2年生以上の継続児童は、児童クラブを通して申請書を提出してください。
継続の場合は、①児童クラブ登録申請書（継続用） および ③入会要件の確認書類 のご提出が必要です。

★申し込みに関するよくあるお問い合わせ

- 現時点で保護者は就労していませんが、これから働きたいと思っています。
→ 求職中は入会要件を満たしませんので、勤務が決まり次第の申し込みとなります。
- 就労先が期間雇用のため、4月1日以降の勤務日の『就労証明書』が出せません。
→ 4月1日以降の就労証明書を勤務先で発行され次第、申し込みをお願いします。
- 下の子の保育園も申し込みます。保育園の選考結果次第では児童クラブを利用しないかもしれません。
→ 児童クラブの入会申し込み後、弟妹が保育園等の選考に漏れ、4月以降に就労を開始しない場合は、申し込みを取り下げさせていただきます。『取下届』の提出をお願いします。
- 両親は共働きで祖父母も同居です。祖父母は昼間畑仕事をしていますが、児童クラブを利用できますか？
→ 家庭菜園の場合は家庭での保育が可能と思われるので利用できません。
畑仕事を調整していただく等、家庭での保育をお願いします。農業で生計を立てており、家庭での保育が難しい場合にお申込みください。（収入の確認ができる書類が必要です）
- 明日から働き始めます。すぐ利用できますか？
→ 利用には、所定の手続きがあり、**申込から利用開始まで最低2週間程度かかります**ので、この期間を考慮して求職してください。なお、申し込みいただいても入会保留となる場合もありますのでご了承ください。
- 児童クラブで学校の宿題を終わらせてほしいのですが。
→ 児童クラブは学習を目的とした場ではありませんので、支援員が宿題の内容について教え、終わったかどうかをチェックすることはありません。基本的な生活習慣を身につけるため、机に向かう時間を設けていますが、学習の内容についてはご家庭で確認してください。

8 注意していただくこと



- (1) 振替休業日、長期休業中などの開設時間は、7：30～です。開設時間前に来た児童について、児童クラブでは責任を負えません。
- (2) 児童クラブは限られた設備・環境の中で運営していますので、要望に応じきれない場合もあることをご了解ください。児童クラブの運営には保護者の方の理解・協力が不可欠です。
- (3) **保護者の就労がない日は、児童クラブを利用出来ません**ので、ご家族で楽しくお過ごしください。
- (4) 児童クラブは、放課後自宅が留守となる児童が保護者の帰宅までの間利用する施設です。
「クラブで友達と遊びたいと言っているから」、「歩いて帰らせるのがかわいそうだから」というような理由で利用する施設ではありません。限られた設備、環境の中での運営となりますので、本当に必要としている方にご利用いただくために、ご家庭において、放課後保育できる環境にないか、今一度ご検討ください。
- (5) 児童クラブは集団生活の場であり、学校と同様にきまり・約束を守らなければならないことを家庭でも指導してください。支援員の指示を受け入れず**クラブ運営に支障をきたす場合は、児童クラブを退会していただくことになります。**
- (6) 児童クラブ利用中に、児童が施設内設備や備品等を故意に破損させた場合は、原状回復にかかる修繕費を全額負担していただきます。
- (7) 現在、児童クラブは他学年の児童と共に、多くの児童が集団生活を行っています。
個別に配慮を要する児童に関しては、追加して支援員を配置できる状況にはありませんので、事前に児童クラブを見学し、児童に合った環境かどうか相談・検討していただくようお願いします。

- (8) 食物アレルギー等で、別途おやつの特製食を準備することは難しい状況です。
ご心配な方は、児童クラブまでご相談ください。
- (9) 持病等で薬の服用が必要な場合は、**児童自身で管理、服用**できるよう事前に指導をお願いします。
- (10) 感染症の流行（インフルエンザ等）により学校・学級・学年閉鎖となった場合は、当該児童はクラブを利用することが出来ません。ご家庭での保育をお願いします。感染拡大防止のため、当該児童の兄弟姉妹の利用についても控えていただくようご協力をお願いします。
- (11) 警報発令時や気象災害等により児童クラブを開設しない場合もあります。
また、警報発令時などは安全を確認のうえ、できるだけ早いお迎えのご協力をお願いします。
- (12) 入会中に父母（祖父母）が退職した場合、退職した日の属する月の翌月までに新たな勤務先が見つからない場合、退会となります。勤務先が見つかり次第、再申込をして下さい。
- (13) 児童クラブの運営に著しい支障が生じるときには、児童クラブの登録を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。
例・申請書類に虚偽行為があった場合。
・利用料の滞納が続いた場合。
・規定の時間を過ぎてからお子様をお迎えに来る回数が著しく多い場合。
- (14) 児童クラブや学校、地域内で新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、または濃厚接触者として特定された児童、職員がいた場合、地域での流行に対する公衆衛生の観点から、感染者がいない児童クラブを含めて臨時休館の処置をとる場合があります。

保護者の方へお願い



- 児童クラブを欠席する日は、必ず児童クラブへご連絡ください。
お子様の所在把握のため、ご協力をお願いします。
- 児童クラブの入会について、お子様とよく話をしてください。
特に高学年のお子様は、成長に伴い活動や興味の範囲が広がっていきます。放課後の過ごし方について、家庭で話し合っていただき、なぜ利用しなければならないのかを児童とよく話をしてください。
- **ご家庭での時間・お友達と遊ぶ時間を作ってください。**
児童クラブは、ご家庭がやむを得ず児童との時間が持てない（保育できない）間の支援であり、安らぎの場であるご家庭での保育がとても大切です。ご家庭で保育できる状態にあるときは、開設時間内であっても速やかにお迎えに来ていただき、ご家庭で過ごす時間を持ってください。
- **開設時間内の送迎にご協力ください。**
開設時間外はお子様をお預かりできません。長期休業中も同様です。
- **児童クラブの円滑な運営にご協力ください。**
お子様が児童クラブ活動中に病気や怪我をした場合はご連絡しますので、速やかにお迎えにきてください。
- **発達が気になる児童について**
児童クラブは集団生活となります。児童によっては、時には集団生活が負担となる場合があります。その際は、利用についてご相談させていただく場合があります。
その他、『放課後等デイサービス』などの福祉サービスの利用もできます。
【詳しくは、福祉課こども施設係（電話：0248-25-1509）にご相談ください】

※『放課後等デイサービス』とは

一定の要件を満たす児童に、ひとりひとりに合った支援計画を作成し、発達を促す様々な遊びを取り入れた小集団での保育・療養を行う福祉サービス